

＜憲法違反の法案に反対するのは法律家として当然＞

埼玉弁護士会音副会長鈴木幸子弁護士緊急インタビュー

「うらわ宿」編集部は、現在国会で重大な局面を迎えている集団的自衛権を巡る攻防に際し、「5. 31 オール埼玉総行動」や「4. 28 戦争を許さない女性のレッドアクション」の呼びかけ人になるなど各地の抗議行動や集会で主導的活躍をされている、埼玉弁護士会の鈴木幸子弁護士（浦和法律事務所。浦和区在住）に緊急インタビューをお願いしました。法律家らしく論理的で歯切れの良い回答は、私たちの講演会活動にも勇気と自信を与えてくれる内容でした。

Q. プロフィールをお願いします。

A. 弁護士になったきっかけは、決してカッコ動機ではなく、自由業でいたいということから選択しました。宮仕えは向かないと思っていましたから。

学生運動の真っ最中、キャンパスはロックアウトで講義などなく、自主的に社会科学系の読書会などやっていましたから、労働事件、市民運動などに興味を持っていました。

埼玉で弁護士をやるようになったのは司法修習生のとき、皆さんご存知だと思いますが浦和の桜井和人先生の事務所で修習したのがきっかけです。当時東京に住んでいた私が通えるのは東京か浦和で、東京は人数が多く浦和は14人と少ないので面白そうだったのです。後から聞いた話ですが、桜井先生のところで修習生を受け入れるのは初めてで、しかも女性ということで先生はだいぶ気を使われていたそうです。桜井先生の紹介で、埼玉中央法律事務所は何年かお世話になり、その後、桜井先生、神山先生と私で浦和法律事務所を立ちあげました。これまでさまざまな労働事件なども担当しましたが、私が弁護士になったころは、大規模な解雇事件というのは少なくなり、男女の賃金差別事件やひとり解雇事件などが多かったですね。



Q. さて、核心の集団的自衛権の行使を強行しようとする動きについてですが、特に弁

護士という法律家の立場としてどうお考えでしょうか。また埼玉弁護士会はオール埼玉総行動を後援するなど反対運動に大いに活躍していますが、どうしてこんなに頑張っているのでしょうか。

A. 今回の関連法案は明らかに憲法違反です。憲法違反の法律を許す訳にはいきません。埼玉弁護士会には様々な思想信条の方がいますが、この点では全会一致しました。会長声明も速い時期に出しています。私たちは法律家ですから、憲法に基づいて仕事をしています。この大本の憲法を覆そうとしているわけですから、当然許すわけにはいきません。

また、私達は、弁護士法に基づいても仕事をしています。弁護士法は基本的人権を擁護し社会正義を貫くとされていますから、こうした法案は弁護士法に照らしても、許すわけにはいきません。

Q. こうした活動にだいぶ時間をさかれるのではないですか。会社員だと時間がとれずなかなかできませんが、反対運動が本業みたいに思える程頑張っているのが感心しています。

A. その通りです。憲法に違反する動きをやめさせるのは本業、あるいは本業の一部と言っても差し支えありません。これも、自由業だからできるんでしょうね。

この前のオール埼玉総行動の集会には事務所の職員や家族も含め200名以上の方が参加していると思います。参加していない方でも、趣旨は理解できるが、普段デモとかに慣れていませんので参加するにはちょっとという年配の方も大勢いると思います。

Q. 政党中心の集会よりも参加しやすいという意見が多いのですが。

A. そうですね。政党ですと、どうしても特別な人がやっているという目で見てしまうけど、弁護士ですと一応信用がある職種ですし、法律家が言うのだからそうなのだろうと、入りやすいということはあるでしょうね。

Q. さて、今からこうしたことをお聞きするのは憚れますが、この法案が通ってしまったらどうすればいいのでしょうか。合憲性を争う裁判を起こすことはできるのでしょうか。

A. 今の日本の法律では、集団的自衛権を行使した結果、何らかの具体的な被害が生じないと裁判を起こせません。しかし、法案が成立すれば、将来的には、その可能性は大きいと思います。

ただ、安倍政権が何が何でも今国会で強行採決するのであれば、60年安保の時の岸内閣もそうだったように、安倍内閣を退陣に追い込まないといけません。そして、関連法を骨抜きにする必要がありますが、何よりも憲法9条を改悪させない闘いがもっと大事になると思います。

Q. 維新の党の対案についてはどう考えたらいいのでしょうか。

A. 対案と言っても、抽象的な言葉の問題です。維新の対案の縛りをかけても歯止めになるわけではありません。むしろ、政権に取り込まれることが情けないですね。労働者派遣法の時もそうなのです。維新の党の意見が取り入れられて正規社員と非正規社員の均等が図られたと言っていますが、法案は「均衡のとれた待遇の実現を図る」と言

っているだけで、同一労働同一賃金とは程遠いものです。結局、企業が使い勝手の良い派遣社員を活用することに変わりはありません。

Q. どうして強行してしまうのでしょうか。

A. やはり財界の意向でしょうね。

Q. 共産党についてはどう思われますか。

A. 議員の人達は良く勉強していると思いますね。徹底的に事実を調査し、確かな資料に基づいて追求していきますから説得力ありますね。そこで答弁の中でつい本音が出てしまったり、国民にもわかりやすくしている役割がありますね。他の政党がだらしないのでより目立つのですね。

民主党がね、もう少し頑張ってくれるといいのですが、党内が一枚岩ではないので難しいでしょうね。

この前も街中で、年配の方が、「私は右だけど、日本は専守防衛だよ。ホルムズ海峡なんかありえないよ。」などと大声で話しているのを耳にして、だいぶ国民の間で意識が変わってきていると実感しました。私たちが声を挙げていることが、じわじわと浸透しているなと意を強くしています。

これからは、そうした法案が生活や地方自治にどう影響していくか、という視点も必要になって行くと思います。戦争体験者が少なくなってきていますから、私たちも確かな資料に基づきイメージしていくことが大事になります。

Q. それに関連し、さいたま市議会を傍聴したのですが、自民党のある議員が、コムナーレなどの市民の施設が政治活動に使われているので実態調査をすべきだ、などという発言をしていました。たとえば九条の会や革新懇等の名前があがっているのです。こうした動きをどう思われますか。

A. それは、反対意見を排除しようということでは、先日問題になった自民党の若手議員の発言と、根は同じですね。民主主義の場として公の場があるわけですから、そこで政治のことが話題になるのは当然ありうると思いますが、そうしたことを排除しようとするなら、人権侵害の問題になり裁判になる可能性があります。今、9条俳句不掲載はその方向になりつつありますね。

Q. 18歳選挙権が決まり高校生や若い青年にどう運動を伝えたらいいか考えあぐんでいます。ピラミッドもなかなか受取ませんし。

A. 自衛隊の志願者が減っているようだと、結局人を出さないといけないのですから、徴兵制ということになりかねません。そうすると高校生とかは敏感ですから、戦争にはいきたくないと反対の声が広がって行くのではないのでしょうか。インターネット社会ですからあっという間に広がる可能性がありますね。

若い女性弁護士さんたちが始められた憲法カフェは若いママさんたちにどんどん広がっています。女性は思想信条に関係なく、本能的に家族を守ると意識が強いのですから。草の根運動の力はすごいですねえ。

Q. 今の教育ではきちんと近代以降の歴史や政治の仕組みを教えてないので、18歳では、選挙権のレベルに達してないから、反対だという意見もあるのですが。

A. 確かにそういう意見もあるようですが、投票することは意志表示です。意識ある人も広がってきているわけですから、更に周りに広めようという気になるのではないのでしょうか。レベルに達するまで待つとしたら、教科書もおかしな方向に変えられてしまってもっと大変になることも考えられます。

Q. 憲法9条を変えないといけないという意見にはどのように思いますか。

A. 憲法前文を読んでとても感動したのですが、今こそ前文や9条を生かすべきではないでしょうか。軍力は抑止力になるといいますが、そんなことを言ったら軍備の拡張は際限がなくなります。

丸腰の人を攻められるでしょうか。日本は、堂々と、軍隊は持ちません、安保も更新しません、基地からも出て行って下さいと宣言し、平和外交に徹すればいいと思いますね。そんな日本のすがたを見て、世界の他の国もだんだん軍備にお金をかけるのは馬鹿らしいと思ってくる、そういうふうになるといいですね。そのためにも9条にノーベル平和賞が与えられたら本当に素晴らしいと思いますが、理想主義でしょうか。

Q. 自民党の党是は、自主憲法制定ということで、そうした言い分を信じ込んでいる人が少なくない。つまり今の憲法は押し付けられたものだ、ということですが。

A. 確かに最初はGHQが提案したかもしれませんが。しかしその時、保守政党の人たちは、真正面から反対したのでしょうか。もちろん反対しにくい時代であったことは確かですが、最終的には国会は全会一致で認めたのです。それは押しつけと言えるでしょうか。その時も、いくつか自主憲法の案も出ており、GHQも参考にしたのです。その後の世論調査では、戦争を経験して心から平和を願っていた国民の高い支持を得ました。そして70年間、国民の支持を得られていたからこそ、憲法が維持されたのではないのでしょうか。ですから大事なものは、憲法制定のきっかけではなく、憲法の中身なのです。

Q. 60年安保の時もそうですが、強行採決したがその後うまくやってきたじゃないか、それが政治だとでもいいたいのか、また同じように、集団的自衛権まで拡大解釈しても、問題ないよという風に見えるのですが、それは岸を受けつぐ安倍だからなのでしょう。安倍以外だったらここまでやりますかね。またどういった人たちが取り巻いているのでしょうか。

A. 安倍さんは、岸さんの精神を復活することしか考えないのでしょうかね。周囲もそれによって利益を受ける人ですよ。軍需産業とか、族議員とか。

Q. 日本はきちんとした戦争総括ができていない。10年前に教育基本法改悪の戦いがあったのですが、その時、教育関係者以外は殆ど広がらなかった。考えてみると、あの時今日の前哨戦があったのです。まだまだ民主主義がまだまだ根付いていないのを感じる。そういうリアルな現実を見ないといけない。

A. そうですね。だから、私達はいま発言しないといけないと思います。私なんか世代だとあって当然と思っていた人権についても、今こうして戦争ということ突きつけら

れると、あらためて考えさせられます。あらためて考えるきっかけになっていると思います。また、太平洋戦争の反省の上に立って、今声を挙げなければという思いから、学者も短期間で7000人もの人たちが反対声明に賛同したのだと思いますね。大変勇気づけられます。

時間となりました。本日はありがとうございました。